

(1) 遺言書・遺産分割協議書の作成

経済的利益の額	手数料（税別）
300万円以下の場合	20万円
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+20万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	1.3%+40万円
3億円を超える場合	1.4%+60万円

※公正証書にする場合は3万円を加算する

(2) 遺言・遺産分割協議書に基づく執行

経済的利益の額	手数料（税別）
300万円以下の場合	30万円
300万円を超え3000万円以下の場合	2%+60万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	3%+90万円
3億円を超える場合	3.5%+120万円

3. 示談・あっせん事件

弁護士が相談者の代理人でなく、両当事者の同意を得て、仲裁者としての立場で、示談・あっせんを行う場合。

遺産分割

着手金・報酬金は4に準じて算定。

4. 民事訴訟・民事調停・遺産分割調停事件及びそれらの事件の示談・和解の交渉

※割合（％）は経済的利益を基準とする。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円

※民事訴訟・民事調停・遺産分割調停事件を提起する場合は、いずれも、着手金の最低額は**30万円**（1～2回の審理の見込）または**50万円**（3～5回の審理の見込）とする。